

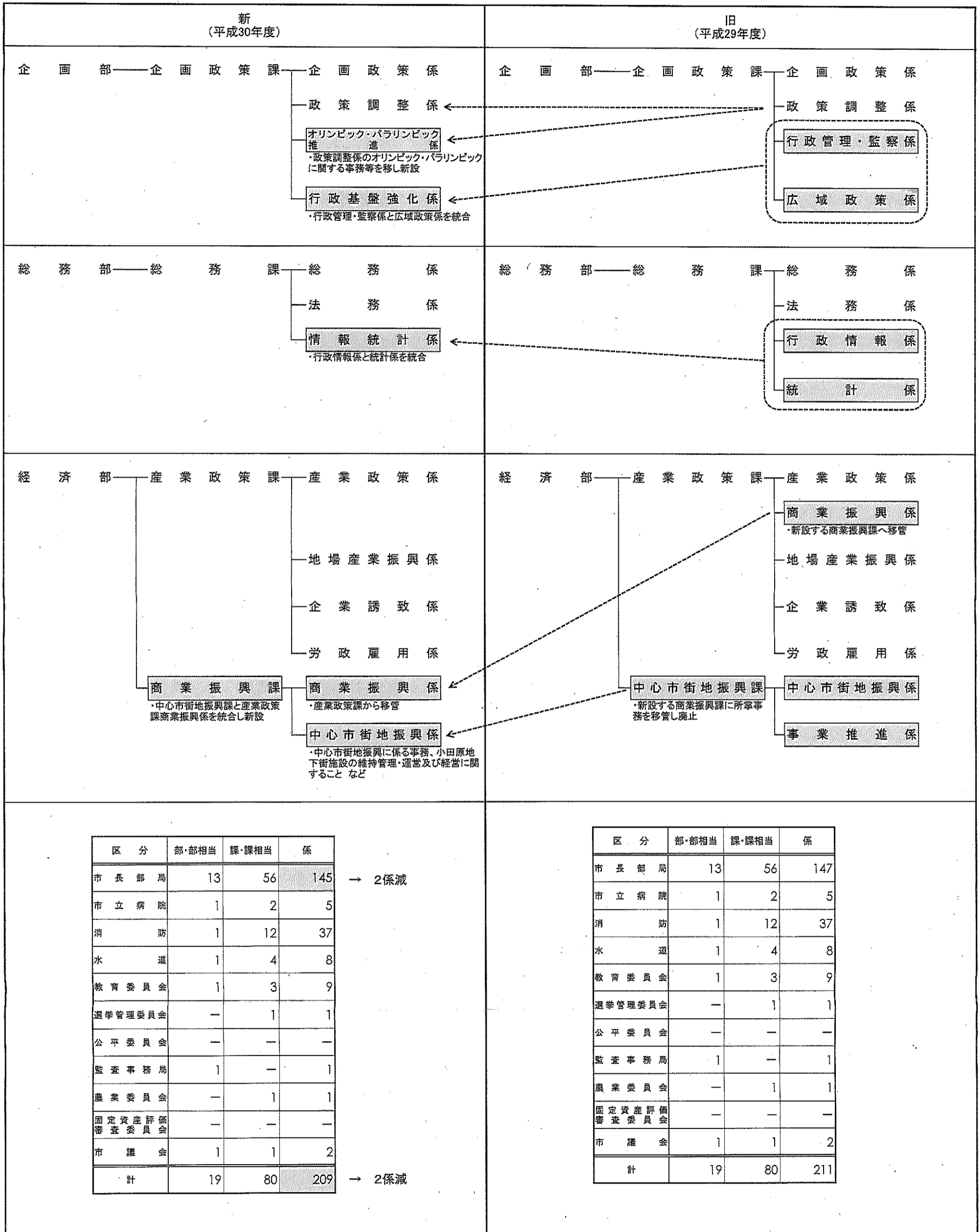
総務常任委員会報告事項資料

| 資料 番号 | 資 料 名 | 担 当 課 |
|----------|--|-------|
| 1 | 平成30年度組織・機構 新旧対照表 (案) | 企画政策課 |
| 2 | 第2次行政改革実行計画について | |
| 3 | 第2次行政改革実行計画 (案) | |
| 4 | 新たな住民窓口サービスと支所等の再編 に関する市民説明会の開催結果について | 戸籍住民課 |
| 5 | 平成29年度小田原市災害対策本部訓練 の課題等について | 防災対策課 |
| 6 | 小田原市斎場の運営について | 環境保護課 |

平成30年 2月21日

平成30年度組織・機構 新旧対照表(案)

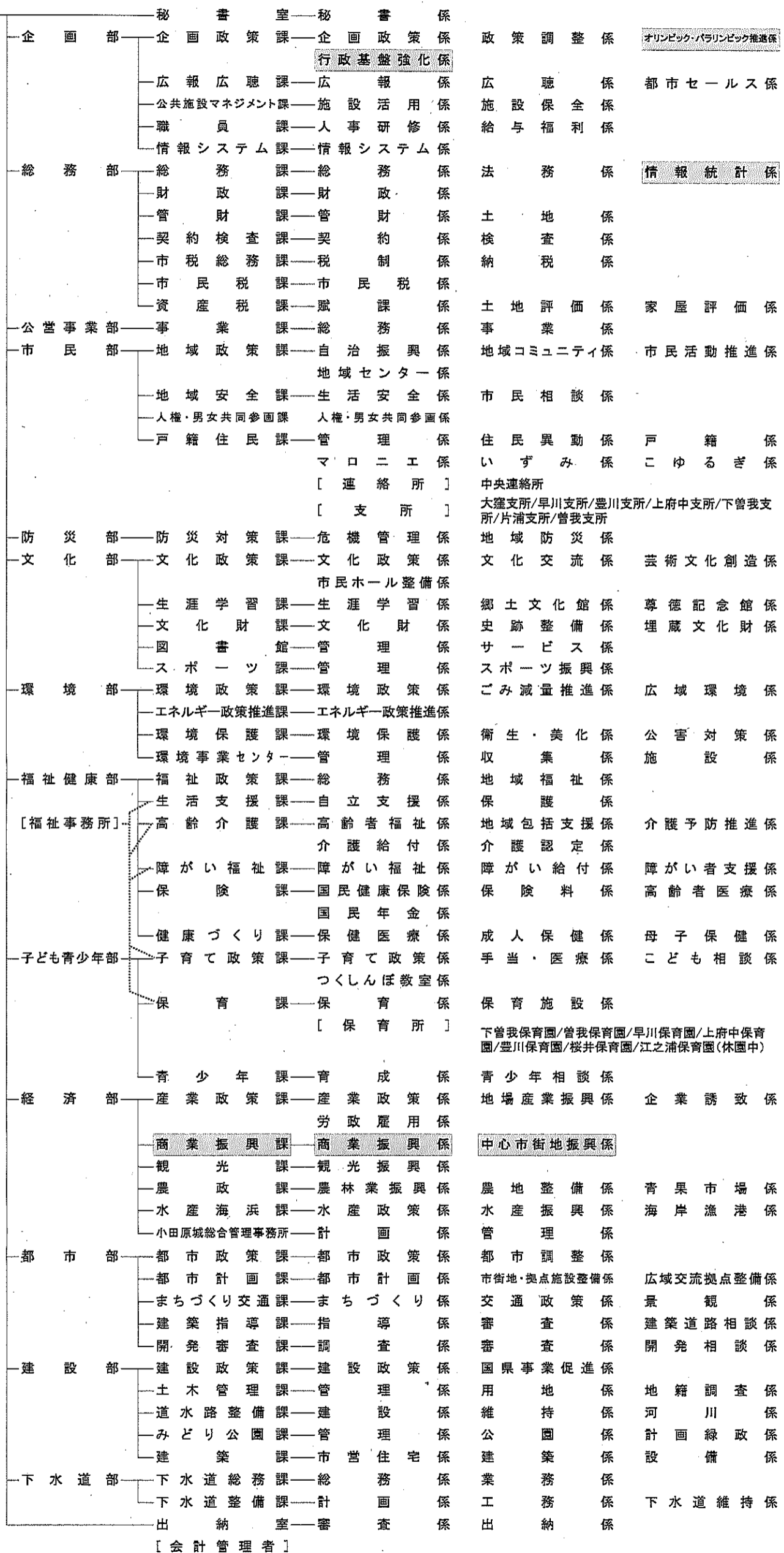
… 新設、廃止、移管または名称変更する組織

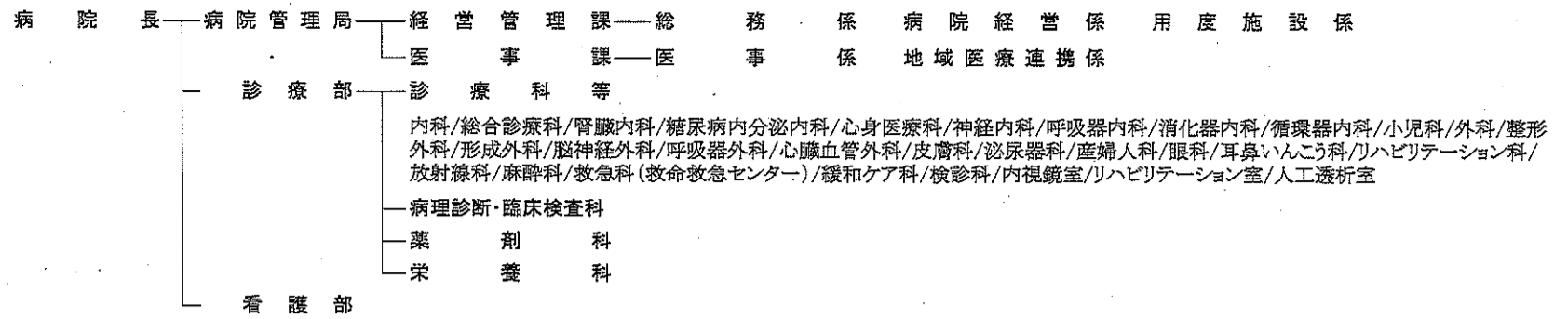


小田原市行政機構図

(平成30年4月1日現在)

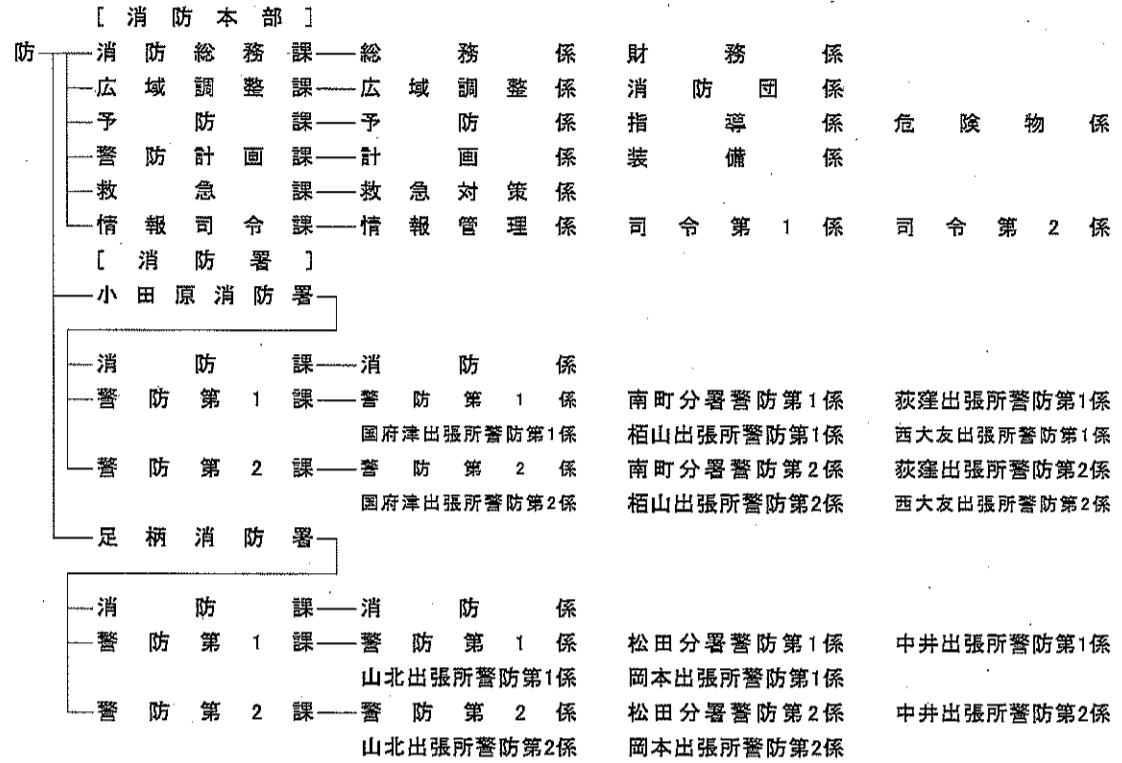
市長 局長 副市長





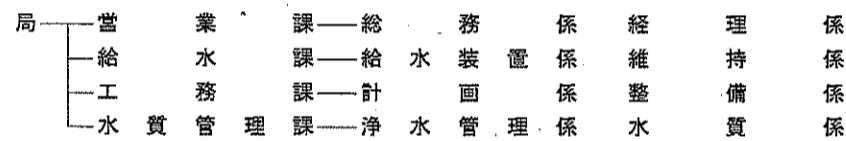
消防

消防



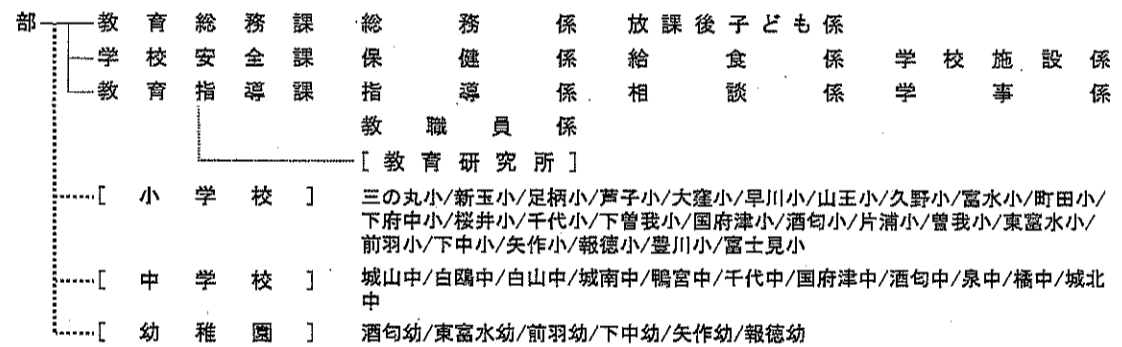
水道

水道局



教育委員会

教育長—教育部



選挙管理委員会

事務局—選挙係

公平委員会

監査委員

事務局

—監査係

農業委員会

事務局—総務係

固定資産評価審査委員会

市議会

事務局

議・会総務課—総務係 議事調査係

| 区分 | 部・部相当 | 課・課相当 | 係 |
|-------------|-------|-------|----------|
| 市長部局 | 13 | 56 | 145(147) |
| 市立病院 | 1 | 2 | 5 |
| 消防 | 1 | 12 | 37 |
| 水道 | 1 | 4 | 8 |
| 教育委員会 | 1 | 3 | 9 |
| 選挙管理委員会 | — | 1 | 1 |
| 公平委員会 | — | — | — |
| 監査事務局 | 1 | — | 1 |
| 農業委員会 | — | 1 | 1 |
| 固定資産評価審査委員会 | — | — | — |
| 市議会 | 1 | 1 | 2 |
| 計 | 19 | 80 | 209(211) |

* 連絡所、支所、保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。
 * 市立病院の部の数は、診療部、看護部を除く。
 * 消防署の課の数は、消防署を除く。
 * ()内は、平成29年4月1日の数

第2次行政改革実行計画について

1 実行計画策定の経緯

| | |
|----------|------------------------------|
| 平成29年3月 | 第2次小田原市行政改革指針を政策決定し公表 |
| 平成29年6月～ | 「今後の財政状況」を共有し、全庁的事務事業の見直しを実施 |
| 平成30年2月 | 第2次行政改革実行計画（案）を総務常任委員会へ報告 |

2 実行計画の考え方

実行計画は、行政サービスの安定的な確保を図るために、平成29年度から平成34年度までの6年間を計画期間とする「第2次小田原市行政改革指針」に基づき、行財政改革に関する具体的な計画を定めた。実行計画では、取組ごとに具体的な数値目標や基準を可能な限り設定しており、両副市长以下で構成する「小田原市行財政改善推進委員会」を中心に全庁的な行財政改革に取り組んでいく。

3 行財政改革の目標（本文3ページ）

本市総合計画に掲げる将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」を実現するため、第2次小田原市行政改革指針で目標を「将来を見据えた行財政運営の推進」に定めている。

将来を見据えた行財政運営の推進
 ～ 持続可能な行財政運営の確立 “量の改革”
 市民ニーズに即応した行政サービスの確立 “質の改革” ～

4 計画期間（本文4ページ）

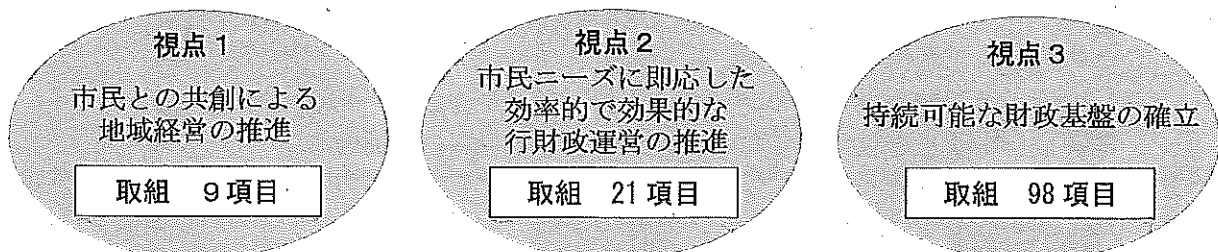
平成29年度から平成34年度

5 財政の健全化のための目標設定（本文4ページ）

財政収支見通しによる平成34年度までの6年間の財源不足額約14億5千万円を解消するため、財政の健全化を進める。

6 行財政改革の取組（本文7ページから26ページ）

行財政改革の具体的な取組は、次の3つの視点により進めていく。



| | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の運営管理、整備等における公民連携の推進 ・ 地域コミュニティ組織との協働によるまちづくり <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの共同利用の推進 ・ 働き方改革に関する取組 ・ 新公会計制度の導入及び活用 ・ 土地開発公社経営健全化事業の推進 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有財産の有効活用 ・ サービスの見直し ・ 都市セールス事業の推進 <p style="text-align: right;">など</p> |
|---|---|---|

7 具体的な取組による財政効果額の見込み（本文 27 ページから 30 ページ）
 実行計画の計画期間における会計別の財政効果の見込み

（単位 千円）

| 会 計 | 事業費ベース ① | 人件費ベース ② | 財政効果額総額 ①+② |
|------|-------------|-------------|----------------|
| 一般会計 | 1,274,242 | 568,211 | 1,842,453 |
| 特別会計 | 3,788 | 66,244 | 70,032 |
| 企業会計 | 372,742 | 9,456 | 382,198 |

8 計画期間内の調整案件（本文 31 ページ、32 ページ）

市民や関係団体との調整や内部での整理等を行いながら、今後の具体的な方向性を決定する案件 <72 件>

9 受益者負担の在り方に関する基本方針（本文 33 ページから 43 ページ）

(1) 受益者負担の原則

使用料及び手数料は、サービスの利用者（受益者）と未利用者との負担を公平に扱う観点から、利用者であれば一定の料金を負担することを原則とする。

(2) 算定方法の明確化

利用者や市民に分かりやすく説明できるよう、積算根拠を明確にした算定方法などを定め、透明性の確保に努める。

(3) 定期的な見直し

社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等を勘案しながら、定期的に見直しを実施する。

(4) 原価算定の考え方

その事務処理に要した人件費と物件費を対象に「原価」とし、その「原価」にサービスの必要性や公共性に基づいて明確にした市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合を乗ずることで算定する。

(5) 激変緩和措置

現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね 1.5 倍程度を改定上限として、定期的に検証することで段階的に改定できることとする。

(6) 減額・免除について

使用料などの減額・免除が政策的・特例的措置であり限定的に適用されるものであることを踏まえ、基準を設定する。

(7) 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について

消費税率が改正された場合には、使用料及び手数料に転嫁する。

10 今後の予定について

平成30年 4月

第2次行政改革実行計画を政策決定

平成30年 4～5月

第2次行政改革実行計画を総務常任委員会に報告し公表

第2次行政改革実行計画 (案)

(平成29年度～平成34年度)

平成30年(2018年)〇月

小田原市

新たな住民窓口サービスと支所等の再編に関する市民説明会の開催結果について

1 説明会の概要

住民票の写しなどの証明書をコンビニエンスストア・郵便局で交付するサービスの導入並びに支所、連絡所、窓口コーナー、生涯学習センター分館及び図書館分館の再編に関する市の考え方を説明後、質疑・意見聴取及びアンケートを実施した。

2 開催日時・会場・参加者数

説明会を全12回開催し、延べ231人が参加した。

(1) 全体説明会（3回・参加者67人）

| 開催日時 | 会場 | 地域 | 参加者 |
|----------------------|------------|----|-----|
| 12月15日（金）19：00～20：30 | マロニエ集会室202 | 川東 | 23人 |
| 12月16日（土）14：00～15：30 | 市役所7階大会議室 | 川西 | 27人 |
| 12月17日（日）14：00～15：30 | マロニエ集会室202 | 川東 | 17人 |

(2) 地域別説明会（9回・参加者164人）

| 開催日 | 会場 | 地区（連合自治会） | 参加者 |
|----------|----------------------|------------------------|-----|
| 1月22日（月） | 保健センター大会議室 | 酒匂・小八幡、下府中、富士見、国府津 | 8人 |
| 1月24日（水） | UMECO会議室1～3 | 鼠籠、幸、旗、山崎色、梓、藤、芹、二川、久野 | 13人 |
| 1月25日（木） | こゆるぎホールA | 前羽、橋北 | 7人 |
| 1月26日（金） | 生涯学習センター豊川分館講堂 | 豊川 | 29人 |
| 1月29日（月） | 生涯学習センター上府中分館講堂 | 上府中 | 27人 |
| 1月30日（火） | 梅の里センター会議室 | 曾我、下曾我 | 29人 |
| 1月31日（水） | 生涯学習センター片浦分館（片浦支所2階） | 片浦 | 21人 |
| 2月1日（木） | 板橋公民館2階 | 早川、大窪 | 13人 |
| 2月2日（金） | 尊徳記念館視聴覚室 | 東富水、富水、桜井 | 17人 |

時間：各日18：30～20：00

3 参加者からの主な質問・意見

(1) 新たな住民窓口サービスに関すること

- ・証明書のコンビニエンスストアや郵便局での交付サービスは、住民の利便性が向上するので進めてほしい。
- ・個人情報の漏えいなど、マイナンバーカードのセキュリティが心配である。
- ・高齢者は、コンビニエンスストアのマルチコピー機を操作することが難しい。
- ・郵便局でのサービスもあるのは、高齢者にとって安心である。
- ・マイナンバーカードの普及策が必要である。

(2) 住民窓口の廃止に関すること

- ・届出や申請など、支所で行えていた手続きができなくなるので不便になる。
- ・高齢者など、移動手段が少ない方への支援や配慮が必要である。
- ・市は地域コミュニティづくりに取り組んでいるが、支所の廃止はこれに逆行するのではないか。
- ・厳しい財政状況の中、建物の老朽化や費用対効果を考えると窓口の廃止もやむを得ないのではないか。

(3) 生涯学習センター分館及び図書館分館等の廃止に関すること

- ・分館のような学習の場が近づくなくなると高齢者にとって不便である。
- ・分館の暫定的な利用を検討するというが、代替施設が近隣にないので、分館をなくさないでほしい。
- ・分館は連合自治会区単位での活動（自治会、地域コミュニティ〔まちづくり委員会〕、育成会等々）の中心的な施設であり、活動の場の確保は大切である。
- ・人口が増加している地域では、小学校の空き教室を代替施設とすることは当分見込めない。
- ・地区公民館が無い地域もあることを認識して計画を進めているのか。

4 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 3 月中旬 パブリックコメントの実施

- ・小田原市役所支所設置条例を廃止する条例
- ・小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正規則
- ・小田原市生涯学習センター条例の一部改正条例
- ・小田原市図書館条例の一部改正条例

6 月上旬 上記条例議案及び小田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての議案を提出

平成 31 年 1 月中旬 コンビニエンスストア・郵便局交付サービスを開始

3 月中旬 支所、連絡所、窓口コーナー、生涯学習センター分館及び図書館分館を廃止

平成29年度小田原市災害対策本部訓練の課題等について

1 訓練の概要

- (1) 日 時 平成29年11月16日(木) 午前9時00分～午後3時00分
- (2) 場 所 小田原市役所(各部局長室、執務室、庁議室など)ほか出先施設
- (3) 対 象 者 理事者、部局長以下職員、本部連絡員、本部事務局情報員ほか全職員
※通常業務に差し支えない範囲で全職員参加とし、防災ベスト着用。
- (4) 訓練の設定
- ア 発災日時 平成29年11月15日(水) 午前9時00分
※発災24時間後から30時間後までを想定し、訓練を実施した。
- イ 想定地震 神奈川県西部地震 *小田原市の最大震度は6強
※被害想定は「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月
神奈川県公表)」に基づき実施した。
- (5) 訓練の特徴
- ア 各部から訓練担当者を選出し、訓練担当者が各部の応急対策に係る被害想定を作成した。
- イ 災害時に市民や関係機関から寄せられる問い合わせや要請などの情報連絡を、計563件付与した。
- ウ (株)ジェイコム小田原やFM小田原(株)などの報道機関にも参加協力をいただき、模擬の記者会見を実施した。

2 課題の抽出、及び課題解決に向けた方向性についての検討

各チームや各部局内で訓練の振り返りを行い、課題を抽出し、その課題に対する解決に向けた方向性についての検討を行った。

各部局から提出された、主な課題及び解決に向けた方向性について取りまとめたものは、別紙のとおりである。

災害対策本部訓練の課題及び解決に向けた方向性について

| カテゴリー | 課題 | 解決に向けた方向性 |
|---------------------|---|--|
| 1 災害対策本部の活動場所 | 庁舎3階の防災情報処理室を災害対策本部事務局、庁議室を災害対策本部会議室として訓練を行ったが、どちらもスペースが狭く、情報の共有や災害対応の調整を行うことが困難である。 | 市庁舎の全体的な配置を見直し、災害対応が円滑に行える十分なスペースを確保できるよう、調整する。 |
| 2 情報の共有 | 災害対策本部事務局で処理する情報が膨大な量に上り、各チームに情報共有を図ることが非常に困難である。 | 災害対策本部事務局を広いスペースが確保できる場所へ移設し、各チームの連絡員を常駐させることで、各チームへの情報伝達を行う。 |
| 3 人員の確保 | 発災直後の初動期の対応職員の不足。 災害対応が長期化した時の職員の体制。 | 発災直後は部局内またはチーム内で人員の応援の調整をし、さらに不足する場合は市役所全体で人員配置を調整する。 対応が長期にわたる場合は、ローテーションを組み対応する。 |
| 4 市民、報道機関等への情報提供 | 市民が必要とする情報と、報道機関が知りたい情報を、より迅速に発信することが重要となる。 | 過去の災害等を参考に、発災後の時間経過とともに市民や報道機関等が必要としている情報を調査し、情報提供のフォーマットを事前に作成しておくことで、迅速かつ的確に情報提供ができるようにする。 |
| 5 役割分担 | 今回の訓練では細かい内容の状況付与を多数出した結果、応援職員等の受け入れ体制、民間病院と連携した医療救護体制、身元不明の遺体の搬送、救援物資の輸送体制など、細部の役割分担を決めておく必要がある。 | 各部局の役割分担を再度確認し、各部局及び各チーム間での調整を行い、役割を明確にする。 |
| 6 関係機関との連絡、調整 | 災害協定先へ、発災時における電話不通時の連絡方法の確保ができていない。 施設の指定管理者の協力体制について明確な基準がない。 | 協定先との連絡方法を複数化（Eメールなど）することや、自動参集する仕組みについて協定先と調整していく。 指定管理者にも災害時の対応について基準を定め、対応する。 |

| カテゴリー | 課題 | 解決に向けた方向性 |
|-------|---|---|
| 7 | <p>広域避難所の開設運営</p> <p>広域避難所の迅速な情報収集や、福祉避難スペースの確保、犯罪防止等の体制づくりなど、様々な課題が出てきた。</p> | <p>避難所運営委員会の機能強化を目指し、自治会等と調整していく。</p> |
| 8 | <p>救援物資等の支援体制</p> <p>救援物資ターミナルの運営や物資の配送などにおける職員の配置や関係機関との連携体制などについて、具体的なシミュレーションを事前に行っておく必要がある。</p> | <p>ターミナル施設の所管課職員との調整、広域避難所との相互連携、役割分担の明確化など、具体的な調整を進める。</p> |

小田原市斎場の運営について

1 現 状

現小田原市斎場（昭和47年供用開始）は、施設の老朽化、今後見込まれる火葬件数の増加などにより、本市が事業主体となり現斎場敷地内での建替えを行っている。

事業実施にあたっては、本市を含む2市5町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）で小田原市斎場事務広域化協議会を組織し、新たな斎場建設に向けての施設整備や円滑な斎場運営について協議を進めている。

2 現行の斎場使用料

| 使用区分 | | 単位 | 使用料 | | | |
|--------|---------------|----|-------|--------|----------------------|--------|
| | | | 市内居住者 | | 市外居住者 | |
| | | | 火葬室 | 遺体安置室 | 火葬室 | 遺体安置室 |
| 死 体 | 大人 | 1体 | - | 8,000円 | (27,000円) 38,000円 | 8,000円 |
| | 小人(12歳未満、死胎児) | 1体 | - | 8,000円 | (14,000円) 19,000円 | 8,000円 |
| 臓器等 | | 1室 | - | 8,000円 | (5,000円) 6,000円 | 8,000円 |

※ 市外居住者の火葬室のカッコは、南足柄市居住者

3 経費等の概況

(1) 新斎場の経費

新斎場の契約金額等を基に火葬1体あたりの火葬業務に要する経費を算出した。

| | 経 費 | 金 額 | 1体あたり経費 (概算) |
|-----|-----------------------------------|----------|-----------------|
| ① | 維持管理運営費 (建物等保全業務、火葬業務、光熱水費等) | 約25億5千万円 | 39,000円 |
| ①・ア | ①のうち「火葬業務に要する経費のみ」 | 約15億5千万円 | 24,000円 |
| ② | 整備費 | 約31億5千万円 | 24,000円 |
| ③ | 建設に係る利息・調査費等、協議会運営に係る 人件費・事務費等 | 約10億円 | 15,000円 |

| 使用料の対象とする経費 | | 1体あたり経費 (概算) |
|-------------|---|-----------------|
| A | ①+②+③ 維持管理運営費 + 整備費 + 建設に係る利息・調査費等、協議会運営に係る人件費・事務費等 | 78,000円 |
| B | ① 維持管理運営費 (建物等保全業務、火葬業務、光熱水費等) | 39,000円 |
| C | ①・ア ①のうち「火葬業務に要する経費のみ」 | 24,000円 |

(2) 現斎場の経費

| 対象経費 | 1体あたり経費 |
|--|----------|
| 斎場管理運営事業費 約9,100万円(総利用件数3,651件) 平成28年度決算を基に算出(斎場業務に従事する職員人件費等は除く) | 約25,000円 |

4 他団体の状況

神奈川県内の公営斎場使用料(平成29年12月1日現在) (単位:円)

| 施設名称 | 供用開始 | 斎場使用料(大人) | | 待合室 | |
|-----------------------|--------|--------------------|--------------------|------------|------------|
| | | 市町内 居住者 | 市町外 居住者 | 市町内 居住者 | 市町外 居住者 |
| 小田原市斎場 | S47. 1 | - | 38,000 | - | - |
| かわさき北部斎苑 | S57. 4 | 4,500 | 60,000 | 4,000 | 12,000 |
| かわさき南部斎苑 | H16. 5 | 4,500 | 60,000 | 4,000 | 12,000 |
| 横浜市北部斎場 | H14. 4 | 12,000 | 50,000 | 5,000 | 7,500 |
| 横浜市久保山斎場 | H 7.12 | 12,000 | 50,000 | 5,000 | 7,500 |
| 横浜市南部斎場 | H 3. 9 | 12,000 | 50,000 | 5,000 | 7,500 |
| 横浜市戸塚斎場 | S55. 4 | 12,000 | 50,000 | 5,000 | 7,500 |
| 相模原市営斎場 | H 4.10 | 6,000 | 54,000 | - | - |
| 横須賀市立中央斎場 | H 5. 6 | 10,000 | 60,000 | - | - |
| 平塚聖苑 | H 7. 3 | - | 95,000 | - | - |
| 藤沢聖苑 | H 3. 6 | 10,000 | 80,000 | - | - |
| 茅ヶ崎市斎場 | H 5. 5 | - | 80,000 | 5,140 | 10,280 |
| 三浦市火葬場 | S 9. 5 | 6,000 | 40,000 | - | - |
| 秦野斎場 (平成30年4月からの額) | S52.10 | 10,000 (11,000) | 37,000 (73,000) | - | - |
| 厚木市斎場 | H24. 4 | 10,000 | 70,000 | - | - |
| 大和斎場 | H 7. 3 | 10,000 | 50,000 | - | - |
| 真鶴斎苑 | H12.11 | - | 70,000 | - | - |
| 愛川聖苑 | H 9.12 | - | 80,000 | - | - |

待合室使用料を徴収している施設 7施設

5 斎場使用料設定の考え方

(1) 持続可能な行政運営

現在の斎場火葬室の使用は、市内居住者においては無料（除く遺体安置室）とし、経費の全てを公費・税による負担としているが、今後の人口減少や少子高齢化の進展による市税収入の減少、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策等による経費の増加が見込まれる中、将来にわたっての公共施設の持続可能な施設運営と、良好な市民サービスを維持向上させながら提供していく必要がある。

(2) 行財政改革の推進

本市では平成29年3月に第2次小田原市行政改革指針を定め、行財政改革に取り組んでいる。こういった状況の中、新斎場の使用料については、火葬に係る1体あたりの経費の総額を基準として、「第2次行政改革実行計画」の使用料及び手数料算定の基本方針に基づき、設定していくことを検討している。

(3) 使用料負担の考え方について

上記(1)持続可能な行政運営、(2)行財政改革の推進といったことなどを踏まえ、

ア 市内居住者

「第2次行政改革実行計画」の使用料及び手数料算定の基本方針に基づき、原価に算入する経費を、新斎場に係る整備費、維持管理運営費等「1体あたり経費（概算）78,000円」のうちの「火葬に要する経費（1体あたり経費（概算）24,000円）」を基準に、県内の他の公営斎場の使用料設定の状況等を考慮しながら、一定の使用料負担をいただくことを検討している。

イ 市外居住者

新斎場に係る整備費、維持管理運営費等の総額（1体あたり経費（概算）78,000円）及び近隣の公営斎場の使用料設定の状況を考慮しながら、使用料負担額を設定していくことを検討している。

ウ 待合室の使用料

2室目以降の待合室の使用料については、県内の他の公営斎場の使用料設定の状況等を考慮しながら、使用料負担をいただくことを検討している。

6 小田原市斎場事務広域化協議会構成市町との調整

小田原市斎場事務広域化協議会の構成2市5町は、新斎場の建設にあたり従前から協議会を組織し、整備費用等について応分の負担をして整備を進めている。

現在、協議会構成市町の区域内居住者の使用料等については、新斎場に係る整備費、維持管理運営費、火葬に要する経費等に基づき協議している。

7 今後のスケジュール

| | |
|----------|------------------------|
| 平成 29 年度 | 環境審議会への諮問（答申は平成 30 年度） |
| 平成 30 年度 | 斎場条例の改正及び周知 |
| 平成 31 年度 | 新斎場供用開始（新使用料施行） |